平成２８年（フ）第２００号
秋田市上新城石名坂字堂ノ前17番地
債務者　三浦美奈子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２号
秋田県由利本荘市西小人町14番地２　パークハウス１号、前住所秋田県由利本荘市石脇字上長老沼１番地33　上の山ハイツ11号
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１０７９号
千葉県船橋市西船３丁目１番６号　メゾンドールＮｉｓｈｉｆｕｎａ一101号
債務者　工藤　俊祐
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４９号
千葉県習志野市東習志野３丁目９番20号　ニューポミエール105号
債務者　倉持　久哉
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７９号
千葉県船橋市習志野台２丁目73番11号　北習志野ＴＫビル301号
債務者　田中美浦子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８９号
千葉市中央区新宿１丁目16番１号　リエス千葉新宿809号
債務者　梶田　貴子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０４号
千葉県市川市大和田５丁目11番16号（コーポソメヤ101号）
債務者　神田　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２１号
千葉県浦安市美浜２丁目６番903号
債務者　石橋　弘行
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４８号
新潟市中央区東堀通１番町501番地１　パークサイド白山909号
債務者　西山　　淳
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４９号
新潟市中央区東堀通１番町501番地１　パークサイド白山909号
債務者　西山富美子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９０号
新潟県燕市吉田東栄町41番15号
債務者　須田由美子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９９号
新潟市南区上塩俵1836番地１　ボヌールＢ104号
債務者　川口　　進
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４００号
新潟市西区真砂４丁目11番43号　エクセール真砂Ａ103号
債務者　丸川　雄太
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０１号
新潟市北区柳原２丁目２番４号
債務者　小川　盛昭
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０３号
新潟市東区物見山１丁目８番16号、前住所神奈川県横浜市南区別所４丁目２番46号　サンバレー上大岡10　102
債務者　荒川　啓子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０５号
新潟市秋葉区浦興野306番地
債務者　近藤さおり
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１０号
新潟市中央区上所１丁目12番Ｂ一925号
債務者　津田　芳人
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
新潟地方裁判所民事部